

千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が 処理する事務の範囲を定める規則の改正概要

1 改正理由

「職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」という。）と関連条例が改正され、扶養手当の届出等について定めている給与条例第10条の規定が削除され、他の諸手当と同様に人事委員会規則で定めることとなりました。

今まで給与条例第10条に記載していた内容（扶養手当の届出に関する事項）を「職員の扶養手当の支給に関する規則」に定めなおし、「千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」でも同事項については「千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則」で定めることとなったため、その部分について改正を行いました。

2 改正内容

【改正後】	【改正前】
第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）の施行に係る事務のうち特例条例 <u>第二条第一号</u> に規定する別に教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和六十一年千葉県人事委員会規則第十一号） <u>第五条の規定による届出の受理、第六条</u> の規定による認定及び同規則 <u>第八条</u> の規定による確認 二 職員の住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年千葉県人事委員会規則第三十七号）第七条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十条の規定による確認 三 通勤手当に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第五号）第四条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第二十一条の規定による確認	第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）の施行に係る事務のうち特例条例 <u>第二条第一号ロ</u> に規定する <u>人事委員会規則に基づく事務であって</u> 別に教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和六十一年千葉県人事委員会規則第十一号） <u>第六条</u> の規定による認定及び同規則 <u>第七条</u> の規定による確認 二 職員の住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年千葉県人事委員会規則第三十七号）第七条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十条の規定による確認 三 通勤手当に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第五号）第四条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第二十一条の規定による確認

3 施行期日

令和7年4月1日